

十 十 十 十 十
六 五 四 三 二

の	中	払	払	償	償	後	第
取	途	込	込	還	還	の	二
扱	換	場	期	金	期	利	期
い	金	所	日	額	限	子	以

期が銀行休業日に当たるともは、
その翌営業日に支払う（以下、
次号及び第十二号において規定
する期日について同じ。）。

(一) 次の区分により算出した金額とする。うことし、その買取金額は、それぞれの算式に応じ、その買取金額とす。二年三月十五日以後において行。日本銀行の本店又は支店。中途換金の買取りは、平成三十一年三月十五日につき百円。日本銀行の本店又は支店。平成三十一年三月十五日につき百円。利子を支払う。

て、その日以前六月間に属する。毎年三月十五日及び九月十五日前から平成三十二年三月十五日まで、利子を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する。

(二) 領面金額 + 経過利子に相当する金額 - (初期利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$ + 第二期利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$)

額面金額十経過利子に相当する金額
 $\times \frac{79.685}{100} \times 2$

前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法）

（昭和二十五年法律第七十三号）

(一) 金そ買人の月をつ災十救すは指第昭へ人が養第正益する特定障害者扶養信託契約の一部を改受する事項に規定す
 額れ取こ向十有た害八助る当定二和特が、信一項の相続税法等の一項に規定す
 平とぞ金とけ五すとが号法。該都百二別、死託項に相続税法第三条の四第一項に規定す
 すれ額が国日るき発（）（）市市五十区又亡契に相続税法第三条の四第一項に規定す
 三るのはで債前者に生に昭のに十二をはし約規定する特二十五年法律第七十三号）
 十一年九月十五日か
 算、きのでがはしよ和区区あ二年含そたのと受益者扶養信託契約の一部を改受す
 式次る中あ、当、る二域若つ条法みのと受ける特二十五年法律第七十三号）
 にのも途つ平該當救十にしての律、居きに住にはを別十一年九月十五日か
 より区の換て成個該助二おくは十第地方すはそ含障害条ののと受ける特二十五年法律第七十三号）
 り分と金も三人災の年いは、九六地方すはそ含障害条ののと受ける特二十五年法律第七十三号）
 算にしを、十向害行法て總當第十自る市ののむ害条ののと受ける特二十五年法律第七十三号）
 出応、請當二けにわ律、合該一七治市町相。者ののと受ける特二十五年法律第七十三号）
 しじそ求該年国かれ第災区市項号法町相。者ののと受ける特二十五年法律第七十三号）
 た、のす個三債かる百害と又の（）（）扶四改受す

元利金支
払場所

(二) 平成三十一年三月十五日以前の毎回の額に相当する金額 + 経過利息に相当する金額 - (初期利息に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$ + 経過利息)

平成三十一年九月十五日以前の場合の額に相当する金額 + 経過利息に相当する金額 - 経過利息に相当する金額